

# 令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 1 委託業務名

埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務

## 2 業務の目的

少子高齢化や生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、情報通信技術（ICT）の高度化、新型コロナウイルスの世界的流行など、私たちを取り巻く環境は大きく変化している。こうした社会状況の変化や将来を見据えて、県民の豊かな生活の実現に貢献していくために、今後の県立図書館の在り方も変わっていく必要がある。また、現在2館体制である本県の県立図書館は、施設の老朽化や狭隘化が進行し、課題が顕在化してきている。

本業務は、埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）の現状や課題を踏まえ、時代の要請に応じた今後の役割や機能に関する調査研究を行い、その結果を報告書にとりまとめることで、本県における今後の県立図書館の在り方検討に資するものとする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和3年11月30日（火）まで

## 4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては、あらかじめ平成26年10月に策定した「新県立図書館在り方検討有識者会議提言」及び令和3年3月に取りまとめた「新県立図書館在り方検討委員会報告書」の内容を確認しておくこと。

### （1）海外も含めた公共図書館における先進的な取組事例の調査・分析

#### ア ICTを徹底活用した図書館に関する調査・分析

ICTを徹底活用した図書館サービスとして、以下（ア）～（キ）の事項について、海外の公共図書館も含めた先進事例（効果分析を行っている場合はその結果等を含む。）の収集・整理を行うこと。また、本県における導入の可能性を検討するに当たって必要な事項（課題や費用、効果等）の分析を併せて行うこと。

- （ア）資料のデジタル化と紙媒体の資料保存の在り方
- （イ）電子書籍、電子ジャーナル等オンラインによる資料の貸出
- （ウ）オンラインデータベースやデジタルアーカイブ等の情報提供
- （エ）レファレンスのオンライン化や講座配信等の充実
- （オ）AI活用等による個別最適化された図書館サービス（図書館に応用できるサービス）
- （カ）定型業務の自動化やシステム間連携など業務の効率化
- （キ）その他のICTを徹底活用した図書館サービス

## イ 県民や企業の価値創造を支援する図書館に関する調査・分析

Society5.0の到来や、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など変化が激しく不確実性の高まる時代においては、企業や個人は変化に柔軟に対応しながら新たに必要な知識やスキルと身に付けたり、また、新たな価値を創造する力が必要となってくる。

このような社会を背景に、県立図書館はこれまでの課題解決に加え、県立図書館の情報等を活用しながら、県民同士が議論したり、協働したりする様々な交流活動の機会を提供することで、県民とともに新しい価値を創造する図書館を目指している。

そこで、以下（ア）～（エ）の事項について、海外の公共図書館も含めた先進事例（効果分析を行っている場合はその結果等を含む。）の収集・整理を行うこと。また、本県における導入の可能性を検討するに当たって必要な事項（課題や費用、効果等）の分析を併せて行うこと。

- （ア）公共図書館における価値創造の具体的な取組
- （イ）（ア）の成果物及び社会への還元方法
- （ウ）創造的な活動に必要な空間や資機材等
- （エ）その他の価値創造に関する図書館サービス

### （２）県立図書館における新たなサービスの在り方の提案

（１）で調査したテーマごとの先進事例調査をもとに、社会変化や将来を見据えた県立図書館における新たなサービスの在り方について提案すること。なお、提案に当たっては県立図書館としてのサービス（※1）を前提とし、以下の点を組み込むこと。

- ・提案した理由
- ・期待される効果（本県ならではの利点があればそれも含む）
- ・制度やサービス提供上の課題（著作権、持続可能性等）
- ・実施に伴う必要費用額（不明な箇所は省略してよい）

#### ※1 県立図書館としてのサービス

本県では、県内59市町村に公共図書館が整備されており、県立図書館は専門的な資料の収集・提供や市町村立図書館等への支援等を行い、市町村立図書館とは役割分担しながら、図書館サービスを提供している。

### （３）「新しいタイプの図書館検討有識者会議（仮称）」の支援

県生涯学習推進課が事務局を務める「新しいタイプの図書館検討有識者会議（仮称）」（以下「有識者会議」という。）（※2）において、本業務を基に資料を提供し、必要に応じて説明を行う等、随時県の要求に応じて支援を行うこと。

#### ※2 有識者会議

令和3年5月以降、年度内に4回程度開催を予定している。

## 5 成果物

### （１）成果物の提出

本業務における調査・分析、在り方の提案等をまとめた報告書及びその電子データ（Microsoft Word, Excel）を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に発注者の確認を受け、承認された上で提出すること。

- ア 提出書類及び部数  
報告書 5部  
上記を電子的に記録した媒体 (Microsoft Word, Excel) 3枚
- イ 仕様  
A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

## (2) 中間報告

- ア 第2回有識者会議(8月下旬を予定)までに、4(1)ア「ICTを徹底活用した図書館に関する調査・分析」に係る資料を提出すること。
- イ 第3回有識者会議(9月下旬～10月上旬を予定)までに、4(2)イ「県民や企業の価値創造を支援する図書館に関する調査・分析」に係る資料を提出すること。  
ア及びイについては、各々有識者会議の資料として活用し、提出範囲等については、発注者と協議の上決定する。

## (3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果物を公表してはならない。

## 6 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、発注者と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

## 7 その他

その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。